介護老人保健施設大森平和の里
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設大森平和の里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和８年10月１日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、第４条又は第５条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙１、別紙２又は別紙３（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします)。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

④　事業者は、利用者又は身元引受人（保証人）が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し一定の猶予期間（90 日以上）を定めた上で催告し、なお是正されないときは、本契約を解除することができます。

２ 利用者又は身元引受人が、利用料その他の費用を正当な理由なく通算して 3 か月分以上滞納し、督促を行ったにもかかわらず支払わないとき。

３ 利用者又は身元引受人が、本契約及び遵守事項に著しく違反し、当施設の継続的な運営並びに他の利用者へのサービス提供に重大な支障を及ぼしたとき。

４ 利用者又は身元引受人が、事業者や当施設職員、他の利用者等に対して著しい信義違反行為（重大なハラスメント行為、暴言・暴力等）を行い、相互の信頼関係を継続しがたい状況に至ったとき。

本規定にかかわらず、生活保護の申請中である場合や、一時的な経済的困窮等について事前に事業者への申し出及び支払計画の協議がなされている等、やむを得ない特別な事情があると事業者が認めた場合は、解除の時期を猶予し、又は協議を行うものとします。

本契約を解除する場合、事業者は解除日の９０日前までに、利用者及び身元引受人に対して書面により通知します。

⑤　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中頃日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその

月の末日までに支払うものとします。

3　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間保管します。（診療録については、５年間保管します。）

2　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

3　介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所療養介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所療養介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

4　虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を選任します。また虐待防止検討委員会を設置し、適正化のための対策を検討します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、

例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）
第 10 条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院での診療を依頼することがあります。
2　当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）
第 11 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）
第 12 条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）
第 13 条　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（業務継続計画）
第 14 条　感染症発生時及び災害発生時における業務継続計画を策定します。想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定します。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えないものとする。

（委員会の設置）
第 15 条　利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減や生産性向上に資する方策を検討する委員会の設置を設置します。

（カスタマーハラスメントの防止・対応）
第 16 条
１．基本方針
当施設は、利用者およびそのご家族等（以下「利用者等」という）に対し、適切な介護サービ

スを安全かつ円滑に提供するよう努めます。同時に、当施設で働く職員の尊厳と安全を守り、健全な就労環境を維持するため、利用者等からのカスタマーハラスメント（理不尽な要求や悪質な迷惑行為）を許容いたしません。

２．禁止事項

利用者等は、当施設の利用およびサービス提供に際し、以下の行為を行ってはならないものとします。

① 職員に対する暴力、不当な不法行為、身辺への脅迫、または名誉毀損行為
② 大声での威圧、暴言、侮辱、不当な長時間の拘束・説教等による著しい業務妨害
③ 性的な言動、身体への不必要な接触、盗撮その他のセクシュアルハラスメント行為
④ 契約範囲を超えた過剰・不当なサービスの強制、または法令・倫理に反する要求
⑤ その他、職員の尊厳を傷つけ、安全な介護サービスの提供を困難とする重大な迷惑行為

３．相談窓口・プライバシー保護

当施設は、ハラスメント事案に関する相談窓口（内部窓口および指定の外部窓口）を設置し、迅速かつ適切に対応します。相談者や関係者のプライバシーおよび秘密は厳守され、ハラスメントの相談・申告を理由とした不利益な取扱いを行うことはありません。

４．事案の対応・記録および再発防止

① 当施設は、ハラスメント行為が発生した場合またはその恐れがある場合、正確な事実関係を記録・保存し、原因の分析を行います。
② 必要に応じて、担当職員の配置転換、研修の実施、防犯体制の整備などの再発防止策を講じます。

５．利用契約の解除等

利用者等による行為が前項各号の禁止事項に該当し、是正の催告にもかかわらず改善が見られない場合、または安全なサービス提供の継続が著しく困難であると認められる場合は、当施設は本契約を解除し、入所を終了させることができるものとします。また、悪質と判断される場合は、関係機関（警察・自治体・弁護士等）へ通報・相談を行う体制をとります。

（利用契約に定めのない事項）

第 17 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設大森平和の里のご案内

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設大森平和の里
・開設年月日　平成１６年４月１日
・所在地　　東京都大田区大森本町１丁目７番地６号
・電話番号　03－3767－7512　　・ファックス番号　03－3767－7513
・管理者　　日下部 光司（医師）
・施設長　　石田　千尋（主任介護支援専門員）
・介護保険指定番号介護老人保健施設（　1357081219　号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設大森平和の里の運営方針］

「利用者の意思と人格を尊重し、個々にあったリハビリテーション、常に明るく家庭的な介護、公平な医療と看護を提供出来る様支援します」

（３）施設の職員体制

	人数
管理者・医師	1 人以上
介護職員・看護職員	34 人以上（入所者 3 人に対して 1 名） 介護職員 24 人以上・看護職員 10 人以上 （介護職員：看護職員の割合は 5：2）
薬剤師	0.3 人以上
介護支援専門員	1 人以上
支援相談員	1 人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 人以上
栄養士又は管理栄養士	1 人以上
事務職員	実情に応じた数

（４）入所定員等　　・定員　１００名
・療養室　　（個室　　２０室）　　（２人室　１０室）　　（４人室　１５室）

（５）通所定員　　３０名

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案
② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食　 7 時 45 分～ 8 時 30 分
昼食　11 時 45 分～12 時 30 分
間食　14 時 45 分～15 時 15 分（おやつ）
夕食　17 時 45 分～18 時 30 分
⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑥ 医学的管理・看護
⑦ 介護（退所時の支援も行います）
⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
⑨ 相談援助サービス
⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑫ 理美容サービス（原則月２回実施）
⑬ 行政手続き代行
⑭ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力病院

当施設では、下記の協力病院や歯科口腔外科に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力病院

１．名　称　　社会医療法人財団仁医会　牧田総合病院
所在地　　東京都大田区西蒲田８丁目２０番地１号
２．名　称　　医療法人社団　静恒会　本多病院
所在地　　東京都大田区東矢口１丁目１７番地１号

・協力歯科口腔外科

・名　称　　社会医療法人財団仁医会　牧田総合病院　歯科口腔外科
・所在地　　東京都大田区西蒲田８丁目２０番地１号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　令和８年 10 月１日現在、面会は年末年始（年度により異なる）を除く午前 10 時 30 分から午後４時 45 分迄です。（午後 5 時施錠）
・　面会についての定めは施設の状況や感染症等により変わることがございます、その場合は、HP 等でお知らせいたします。
・　消灯時間は、午後９時です。
・　外出・外泊は、事前に申込み、所定の用紙に記入し届け出て下さい。
・　飲酒は、厳禁です。
・　施設内は、禁煙とします。
・　火気の取扱いは、マッチ・ライター類は持たない。又、取扱いは厳禁です。
・　所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の許可を得るとします。
・　金銭・貴重品の管理は、原則として本人管理となりますので、高額・高価なものは持ち込まないで下さい。
・　外泊時等の施設外での受診は、家族が責任を持って下さい。受診後は連絡をお願いします
・　ペットの持ち込みは禁止します。
・　他利用者への迷惑行為は禁止します。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
・防災訓練　　年２回（夜間訓練を想定したもの１回）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話　０３－３７６７－７５１２　）

要望や苦情などは、支援相談員担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、１階フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、苦情相談窓口や管理者または施設長に直接お申し出いただくこともできます。

支援相談員：中島進太郎・栗城勝・永堀佑佳

苦情相談窓口：有吉奈良子・涌井研二

その他の苦情窓口

東京都国民健康保険団体連合会：０３－６２３８－０１７７（直通）

大　田　区　介 護 保 険 課　：０３－５７４４－１６５５

東　京　都　福　祉　サービス：０３－５２０６－８７５１

受付時間：午前９時から午後５時まで（土・日・祝祭日を除く）

８．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。または HP にてダウンロードも可能です。

＜別紙２＞

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です。地域加算を含みます。）

＜従来型個室＞		＜多床室＞	
・要介護１	８９３円	・要介護１	９８４円
・要介護２	９７４円	・要介護２	１，０６８円
・要介護３	１，０４５円	・要介護３	１，１３８円
・要介護４	１，１０９円	・要介護４	１，２０２円
・要介護５	１，１７１円	・要介護５	１，２６６円

＊入所時および退所時に送迎を行なった場合には、それぞれ 201 円加算されます。

＊施設において応急的な治療管理を行った場合に 565 円加算されます。

＊なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

② 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき 201 円

③ 療養食（疾病治療用の食事）の提供（1 食につき）： 9 円

④ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

（２）介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１日当たりの自己負担分です。地域加算を含みます。）

＜従来型個室＞		＜多床室＞	
・要支援１	６８９円	・要支援１	７３３円
・要支援２	８４８円	・要支援２	９０９円

② 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき 201 円

③ 療養食（疾病治療用の食事）の提供（1 食につき）： 9 円

④ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

（３）加算等料金

＊夜勤職員配置加算　27 円
＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　24 円
＊サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　20 円
＊在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ　56 円　※超強化型届出時のみ算定
＊個別リハビリテーション実施加算　262 円
＊緊急短期入所受入対応加算（７日を限度）　99 円
＊生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（月額）　109 円
＊生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（月額）　11 円
＊介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ

※介護報酬総単位数に９．７％を乗じ（小数点以下四捨五入）、１０．９を乗じて得られた単位数の一割

※保険給付の利用料負担が、二割負担の方は倍に、三割負担の方は３倍になります。
※職員体制の変更等によって、その他算定可能な加算が追加される場合があります。

（４）その他の料金

①　食費（１日当たり）　300 円 ・ 600 円 ・ 1,030 円 ・ 1,360 円 ・ 2,150 円 ※
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②　居住費（療養室の利用費）（１日当たり）

・従来型個室　550 円 ・ 1,470 円 ・ 1,640 円
・多床室（2 人部屋・4 人部屋）　0 円 ・ 430 円 ・ 600 円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい.

③　通信設備利用料　１日 110 円（消費税込）　※対象者のみ

④　特別な室料（１日当たり、消費税込）

・個室　4,400 円　・２人室　2,200 円

⑤　理美容代　実費（消費税込）

種　目	金　額
パーマ	６，０５０円
セット	２，７５０円
カット	３，３００円
シャンプー	１，６５０円
カラー	６，０５０円
顔剃り	２，２００円

⑥　その他（利用者が選定する特別な食事の費用等）は、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（５）支払い方法

・　毎月中頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・　お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落としでお願いしています。それ以外のお支払い方法は応相談といたします。

４.「眠り SCAN」「眠り SCAN eye」に関して

当施設では、利用者様の状態に応じた介護をご提供できるよう努めており、「眠り SCAN」及び「眠り SCAN eye」を居室に設置しています。 「眠り SCAN」は、マットレスの下に敷いて「睡眠・覚醒・起きあがり・離床」の状態 や「心拍数・呼吸数（推定値)」を計測できる、非装着・非侵襲のセンサーです。「眠り SCAN eye」は、居室にカメラを設置して映像を記録するとともに、「眠り SCAN」が検知 した入居者様の状態を映像とともに確認することができるシステムです。

当施設では、これらの情報を次の目的で利用いたします。

・入居者様の生活習慣や状態にあわせたケア
・見守り
・入居者様に適したケアプランの検討
・提供及びその効果の検証 ・入居者様の体調変化の気づき
・その他、入居者様への介護の提供全般

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

介護老人保健施設大森平和の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
－入退所等の管理
－会計・経理
－事故等の報告
－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、 照会への回答
－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
－検体検査業務の委託その他の業務委託
－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
－保険事務の委託
－審査支払機関へのレセプトの提出
－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
－当施設において行われる学生の実習への協力
－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
－外部監査機関への情報提供

〔その他の利用目的〕

・当施設でのイベント及びサービス提供時間内等に利用者様を撮影した写真を施設内の掲示あるいは当施設が発行する「おたより」等の掲載に利用

写真・映像等の撮影・掲載

１．私は、貴法人(社会医療法人財団仁医会)に対し、私が貴法人の運営する施設「介護老人保健施設　大森平和の里」（以下「本施設」といいます。）を利用中、貴法人が私の肖像等を撮影した動画（音声を含みます。）及び画像（本動画と総称して、以下「本動画等」といいます。）を、以下に定める使用目的及び使用範囲で使用することについて、以下の定めの通り承諾します。承諾しない場合は以下の「承諾しない」欄に丸をして同意します。
２．本書に記載した内容に偽りがないことを保証します。

（１）本動画等の使用目的
①本施設の宣伝・広告のための利用
・広報誌、ホームページ、バナー広告、ＳＮＳ等あらゆる媒体・方法による本施設の広報を目的とした使用
②サービス向上・開発のための利用
・サービスの向上及び新たなサービス開発を目的とした利用

（２）使用範囲
①本動画等は、以下の者が使用します。
・社会医療法人財団仁医会及びその関連施設
・社会医療法人財団仁医会業務の全部又は一部の業務を委託された第三者
②本動画等の使用地域、使用期間の定めはありません。
・利用されなくなった後、お亡くなりになった後も使用する場合があります。
・本動画等をインターネット上に公開する場合、日本国内に限らず公開されることもあります。

（３）承諾の内容
①私は、本動画の使用について、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、その他の一切の権利を主張及び行使しません。
②私は、貴法人に対し、私の全身及び身体の一部を撮影し、撮影した本動画等の公表・使用・出版等いかなる利用についても承諾します。
③私は、本動画等の使用について、公表・使用・出版等一切の利用行為にかかる写真、動画等の選択、創作・変形・合成等その作品の表現についての異議申し立てを一切行いません。
④私は、本動画等の使用について、著作権（著作権法２７条及び２８条の権利を含む）、著作者人格権等の権利の主張、行使その他何らの請求（金銭的請求に限らない）をしません。

本書記載の内容に承諾する権利及び能力が有ることを保証し、以下に同意します。

承諾する　　**承諾しない**

介護老人保健施設大森平和の里
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設大森平和の里を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

以上を証するため本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

（西暦）令和　　年　　月　　日

事　業　所　＜事業者名＞　社会医療法人財団仁医会　大森平和の里
＜所 在 地＞　東京都大田区大森本町１丁目７番６号
＜管 理 者＞　医師　　日下部　光司　　印

利　用　者　＜氏　名＞　　印
＜住　所＞

利用者の身元引受人　＜氏　名＞　　印
＜住　所＞

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　名	（続柄　　）
・住　所	〒
・電話番号 ・携帯番号	

【本約款第１０条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏　名	（続柄　　）
・住　所	〒
・電話番号 ・携帯番号	